

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年１０月８日

富山市長 藤 井 裕 久

### １ 随意契約の内容

#### （１）件名

感謝状筆耕

#### （２）提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

#### （３）役務の提供を受ける期間

令和６年１０月１８日から令和６年１０月２４日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和６年１０月１８日

#### （２）提出先

こども家庭部こども保育課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年10月8日

富山市長 藤 井 裕 久

### 1 随意契約の内容

- (1) 件名  
寄附に対する感謝状筆耕
- (2) 提供を受ける役務の内容  
賞状書き
- (3) 役務の提供を受ける期間  
契約締結日から令和6年10月29日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和6年10月22日
- (2) 提出先  
防災危機管理部防災危機管理課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年１０月１６日

富山市長 藤井 裕久

### １ 随意契約の内容

#### （１）件名

富山市優良農林漁業者表彰に係る表彰状筆耕

#### （２）提供を受ける役務の内容

表彰状筆耕

#### （３）役務の提供を受ける期間

契約日から令和６年１１月１５日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する公益社団法人シルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和６年１０月２５日

#### （２）提出先

農林水産部農政企画課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年１０月２２日

富山市長 藤 井 裕 久

### １ 随意契約の内容

#### （１）件名

男女共同参画社会づくり作文コンクール賞状筆耕

#### （２）提供を受ける役務の内容

賞状書き

#### （３）役務の提供を受ける期間

令和６年１１月１日から令和６年１１月２２日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和６年１０月３１日

#### （２）提出先

市民生活部 市民協働相談課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年１０月２２日

富山市長 藤 井 裕 久

### １ 随意契約の内容

#### （１）件 名

山田村歴史民俗資料館 清掃等業務委託

#### （２）提供を受ける役務の内容

山田村歴史民俗資料館の清掃、草刈り、溝掃除

#### （３）役務の提供を受ける期間

令和６年１１月１日から令和７年３月１０日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和６年１１月１日

#### （２）提出先

教育行政センター

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年10月24日

富山市長 藤井 裕久

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

新保文化会館駐車場整理業務（4か月児健診）

#### (2) 提供を受ける役務の内容

新保文化会館における駐車場整理

#### (3) 役務の提供を受ける期間

令和7年1月20日から令和7年3月31日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和6年11月5日

#### (2) 提出先

こども家庭部 こども健康課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年10月30日

富山市長 藤井 裕久

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

富山市指定史跡・天然記念物（八尾地域）整備業務委託

#### (2) 提供を受ける役務の内容

八尾地域にある富山市指定史跡「主馬ヶ城跡」と天然記念物「小井波の水芭蕉」の除草等

#### (3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和6年11月11日

#### (2) 提出先

富山市教育委員会生涯学習課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年１０月３１日

富山市長 藤 井 裕 久

### １ 随意契約の内容

#### （１）件名

点字の打刻作業

#### （２）提供を受ける役務の内容

福祉サービス受給者証等発送用封筒 [3,700 枚] への「とやましやくしょ」点字の打刻作業

#### （３）役務の提供を受ける期間

令和６年１２月６日まで

### ２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

### ３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### ４ 見積書の提出期限及び提出先

#### （１）提出期限

令和６年１１月８日

#### （２）提出先

福祉保健部 障害福祉課

## 政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年10月24日

富山市長 藤井 裕久

### 1 随意契約の内容

#### (1) 件名

感謝状筆耕手数料

#### (2) 提供を受ける役務の内容

感謝状の筆耕

#### (3) 役務の提供を受ける期間

令和6年11月5日から令和6年11月11日

### 2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

### 3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

### 4 見積書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和6年11月5日

#### (2) 提出先

こども家庭部子育て支援センター